

覚醒剤取締法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年7月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第66号

覚醒剤取締法施行細則等の一部を改正する規則
(覚醒剤取締法施行細則の一部改正)

第1条 覚醒剤取締法施行細則(昭和26年香川県規則第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前					
第1号様式(第2条関係)					第1号様式(第2条関係)					
覚 醒 剤 交 付 証 明 書					覚 醒 剤 交 付 証 明 書					
病院(診療所)	所在地				病院(診療所)	所在地				
	名称					名称				
交付年月日	年月日	交付番号	No.		交付年月日	年月日	交付番号	No.		
交付医師氏名					交付医師氏名					
交付を受ける者	住所				交付を受ける者	住所				
	氏名		年齢			氏名		年齢		
交付品目	一般的名称				交付品目	一般的名称				
	販売名					販売名				
	数量						数量			
施用方法					施用方法					
施用期間					施用期間					
注 1 病院(診療所)の所在地及び名称欄には、指定証に記載された所在地及び名称を記載すること。 2 一般的名称欄には、フェニルアミノプロパン錠、フェニルメチルアミノプロパン注射液等の剤型をも記載すること。 3 数量欄には、アンプル又は錠剤の場合は個数、粉末の場合はグラム数で記載すること。 4 品目ごとに1枚を使用すること。 5 用紙の大きさは、縦15センチメートル、横12センチメートルとすること。 6 交付医師氏名欄は、当該医師が自ら署名すること。					注 1 病院(診療所)の所在地及び名称欄には、指定証に記載された所在地及び名称を記載すること。 2 一般的名称欄には、フェニルアミノプロパン錠、フェニルメチルアミノプロパン注射液等の剤型をも記載すること。 3 数量欄には、アンプル又は錠剤の場合は個数、粉末の場合はグラム数で記載すること。 4 品目ごとに1枚を使用すること。 5 用紙の大きさは、縦15センチメートル、横12センチメートルとすること。 6 <u>氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。</u>					

(毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正)

第2条 毒物及び劇物取締法施行細則(昭和39年香川県規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」及び(注意)を削る。

第10号様式その1中「㊟」及び(注意)2を削り、(注意)1を(注意)とする。

第10号様式その2中「㊟」及び(注意)3を削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>第10号様式その3 (第14条関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本産業規格A列4番)</p> <p style="text-align: center;">特定毒物使用者指定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>香川県知事 殿</p> <p style="margin-left: 150px;">住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p style="margin-left: 150px;">氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>毒物及び劇物取締法施行令第28条第1号ロに規定するりん化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤の使用者としての指定を申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">倉庫の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>倉庫の構造の概要図</td> <td>別紙のとおり</td> </tr> <tr> <td>特定毒物</td> <td>住所</td> </tr> <tr> <td>保管責任者</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td>貯蔵設備の位置及び構造の概要図</td> <td>別紙のとおり</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 「倉庫の構造の概要図」の欄及び「貯蔵設備の位置及び構造の概要図」の欄は、別紙として添付すること。 <u>くん蒸</u>により倉庫内のねずみ、昆虫等を駆除することを業とする者にあつては「倉庫の所在地」の欄及び「倉庫の構造の概要図」の欄は、記載を要しない。 	倉庫の所在地		倉庫の構造の概要図	別紙のとおり	特定毒物	住所	保管責任者	氏名	貯蔵設備の位置及び構造の概要図	別紙のとおり	備考		<p>第10号様式その3 (第14条関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本産業規格A列4番)</p> <p style="text-align: center;">特定毒物使用者指定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>香川県知事 殿</p> <p style="margin-left: 150px;">住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p style="margin-left: 150px;">氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊟</p> <p>毒物及び劇物取締法施行令第28条第1号ロに規定する^{りん}化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤の使用者としての指定を申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">倉庫の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>倉庫の構造の概要図</td> <td>別紙のとおり</td> </tr> <tr> <td>特定毒物</td> <td>住所</td> </tr> <tr> <td>保管責任者</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td>貯蔵設備の位置及び構造の概要図</td> <td>別紙のとおり</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 「倉庫の構造の概要図」の欄及び「貯蔵設備の位置及び構造の概要図」の欄は、別紙として添付すること。 <u>くん蒸</u>により倉庫内のねずみ、昆虫等を駆除することを業とする者にあつては「倉庫の所在地」の欄及び「倉庫の構造の概要図」の欄は、記載を要しない。 <u>氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。</u> 	倉庫の所在地		倉庫の構造の概要図	別紙のとおり	特定毒物	住所	保管責任者	氏名	貯蔵設備の位置及び構造の概要図	別紙のとおり	備考	
倉庫の所在地																									
倉庫の構造の概要図	別紙のとおり																								
特定毒物	住所																								
保管責任者	氏名																								
貯蔵設備の位置及び構造の概要図	別紙のとおり																								
備考																									
倉庫の所在地																									
倉庫の構造の概要図	別紙のとおり																								
特定毒物	住所																								
保管責任者	氏名																								
貯蔵設備の位置及び構造の概要図	別紙のとおり																								
備考																									

第11号様式（第15条関係）

（日本産業規格A列4番）

特定毒物使用者指定証

住所（法人等の団体にあつては、
主たる事務所の所在地）

氏名（法人等の団体にあつては、
名称）

保管責任者氏名

毒物及び劇物取締法施行令第11条第1号（第16条第1号、第22条第1号、第28条第1号ロ）の規定によるモノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤（ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤、モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤、りん化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤）の使用者として指定したことを証明する。

年 月 日

香川県知事

印

第11号様式（第15条関係）

（日本産業規格A列4番）

特定毒物使用者指定証

住所（法人等の団体にあつては、
主たる事務所の所在地）

氏名（法人等の団体にあつては、
名称）

保管責任者氏名

毒物及び劇物取締法施行令第11条第1号（第16条第1号、第22条第1号、第28条第1号ロ）の規定によるモノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤（ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤、モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤、リン化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤）の使用者として指定したことを証明する。

年 月 日

香川県知事

印

第12号様式から第14号様式までの規定中「㊟」及び（注意）を削る。

第15号様式中（注意）3を削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

第16号様式その1 (第22条関係)

(表)

略

(裏)

<p>毒物及び劇物取締法施行令 (抜粋) (使用方法) 第13条 モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤を使用して野ねずみの駆除を行う場合には、次の各号に定める基準によらなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤を餌として用い、又はこれを使用した餌を用いて行う駆除については、次の基準によること。</p> <p>イ 屋内で行わないこと。</p> <p>ロ 1個の餌に含有されるモノフルオール酢酸の塩類の量は、3ミリグラム以下であること。</p> <p>ハ 餌は、地表上に仕掛けないこと。ただし、厚生労働大臣が指定する地域において森林の野ねずみの駆除を行うため、降雪前に毒餌が入っている旨の表示がある容器に入れた餌を仕掛けるときは、この限りでない。</p> <p>ニ 餌を仕掛ける日の前後各1週間にわたって、餌を仕掛ける日時及び区域を公示すること。ただし、この号ハただし書に定める方法のみにより駆除を行うときは、餌を仕掛けた日の後1週間の公示をもって足りる。</p> <p>ホ 餌を仕掛け終わったときは、余った餌を保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置すること。</p>	<p>(3) モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤を液体の状態 で用いて行う駆除については、次の基準によること。</p> <p>イ 食糧倉庫以外の場所で行わないこと。</p> <p>ロ 液体に含有されるモノフルオール酢酸の塩類の割合は、0.2パーセント以下であること。</p> <p>ハ 1容器中の液体の量は、300立方センチメートル以下であること。</p> <p>ニ 液体を入れた容器は、倉庫の床面より高い場所に仕掛けないこと。</p> <p>ホ 液体を入れた容器ごとに、モノフルオール酢酸の塩類を含有する液体が入っている旨を表示すること。</p> <p>ヘ 液体を仕掛け終わったときは、余った液体を保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置すること。</p> <p>(空容器等の処置) 第14条 容器又は被包に収められたモノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤の全部を消費したときは、消費者は、その製剤が収められていた容器又は被包を保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置しなければならない。</p>
---	---

第16号様式その1 (第22条関係)

(表)

略

(裏)

<p>毒物及び劇物取締法施行令 (抜粋) (使用方法) 第13条 モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤を使用して野ねずみの駆除を行う場合には、次の各号に定める基準によらなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤をえさとして用い、又はこれを使用したえさを用いて行う駆除については、次の基準によること。</p> <p>イ 屋内で行わないこと。</p> <p>ロ 1個のえさに含有されるモノフルオール酢酸の塩類の量は、3ミリグラム以下であること。</p> <p>ハ えさは、地表上に仕掛けないこと。ただし、厚生労働大臣が指定する地域において森林の野ねずみの駆除を行うため、降雪前に毒えさが入っている旨の表示がある容器に入れたえさを仕掛けるときは、この限りでない。</p> <p>ニ えさを仕掛ける日の前後各1週間にわたって、えさを仕掛ける日時及び区域を公示すること。ただし、この号ハただし書に定める方法のみにより駆除を行うときは、えさを仕掛けた日の後1週間の公示をもって足りる。</p> <p>ホ えさを仕掛け終わったときは、余ったえさを保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置すること。</p>	<p>(3) モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤を液体の状態 で用いて行う駆除については、次の基準によること。</p> <p>イ 食糧倉庫以外の場所で行わないこと。</p> <p>ロ 液体に含有されるモノフルオール酢酸の塩類の割合は、0.2パーセント以下であること。</p> <p>ハ 1容器中の液体の量は、300立方センチメートル以下であること。</p> <p>ニ 液体を入れた容器は、倉庫の床面より高い場所に仕掛けないこと。</p> <p>ホ 液体を入れた容器ごとに、モノフルオール酢酸の塩類を含有する液体が入っている旨を表示すること。</p> <p>ヘ 液体を仕掛け終わったときは、余った液体を保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置すること。</p> <p>(空容器等の処置) 第14条 容器又は被包に収められたモノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤の全部を消費したときは、消費者は、その製剤が収められていた容器又は被包を保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置しなければならない。</p>
--	---

第16号様式その2 (第22条関係)

(表)

略

(裏)

<p>毒物及び劇物取締法施行令 (抜粋) (使用方法)</p> <p>第18条 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤を使用してかんきつ類、りんご、梨、ぶどう、桃、あんず、梅、ホツブ、<u>莖種</u>、桑、<u>七島い</u>又は食用に供されることがない観賞用植物若しくはその球根の害虫の防除を行う場合には、次の各号に定める基準によらなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) あらかじめ、防除実施の目的、日時及び区域、使用する薬剤の品名及び数量並びに指導員の氏名及び資格を防除実施区域の市町村長を経由して(特別区及び保健所を設置する市の区域にあつては、直接)保健所長に届け出ること。</p> <p>(3) 防除実施の2日前から防除終了後7日までの間、防除実施の日時及び区域を公示すること。</p> <p>(4) <u>莖種</u>、桑又は<u>七島い</u>の害虫の防除は、散布以外の方法によらないこと。</p> <p>(5) かんきつ類、りんご、梨、ぶどう、桃、あんず、梅又は食用に供されることがない観賞用植物の害虫の防除は、散布及び塗布以外の方法によらないこと。</p>	<p>(6) ホツブの害虫の防除は、塗布以外の方法によらないこと。</p> <p>(7) 食用に供されることがない観賞用植物の球根の害虫の防除は、浸漬以外の方法によらないこと。</p> <p>(8) <u>莖種</u>の害虫の防除は、その抽苔期間以外の時期に行わないこと。 (器具等の処置)</p> <p>第19条 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤を使用して害虫の防除を行なったときは、防除に使用した器具及び被服であつて、当該製剤が附着し、又は附着したおそれがあるものは、使用のつど、保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置しなければならない。 (空容器等の処置)</p> <p>第20条 容器又は被包に収められたジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤の全部を消費したときは、消費者は、その製剤が収められていた容器又は被包を保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置しなければならない。</p>
--	---

第16号様式その2 (第22条関係)

(表)

略

(裏)

<p>毒物及び劇物取締法施行令 (抜粋) (使用方法)</p> <p>第18条 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤を使用してかんきつ類、りんご、<u>なし</u>、ぶどう、桃、あんず、梅、ホツブ、<u>なたね</u>、桑、<u>しちとうい</u>又は食用に供されることがない観賞用植物若しくはその球根の害虫の防除を行う場合には、次の各号に定める基準によらなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) あらかじめ、防除実施の目的、日時及び区域、使用する薬剤の品名及び数量並びに指導員の氏名及び資格を防除実施区域の市町村長を経由して(特別区及び保健所を設置する市の区域にあつては、直接)保健所長に届け出ること。</p> <p>(3) 防除実施の2日前から防除終了後7日までの間、防除実施の日時及び区域を公示すること。</p> <p>(4) <u>なたね</u>、桑又は<u>しちとうい</u>の害虫の防除は、散布以外の方法によらないこと。</p> <p>(5) かんきつ類、りんご、<u>なし</u>、ぶどう、桃、あんず、梅又は食用に供されることがない観賞用植物の害虫の防除は、散布及び塗布以外の方法によらないこと。</p>	<p>(6) ホツブの害虫の防除は、塗布以外の方法によらないこと。</p> <p>(7) 食用に供されることがない観賞用植物の球根の害虫の防除は、浸漬以外の方法によらないこと。</p> <p>(8) <u>なたね</u>の害虫の防除は、その抽苔期間以外の時期に行わないこと。 (器具等の処置)</p> <p>第19条 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤を使用して害虫の防除を行なったときは、防除に使用した器具及び被服であつて、当該製剤が附着し、又は附着したおそれのあるものは、使用のつど、保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置しなければならない。 (空容器等の処置)</p> <p>第20条 容器又は被包に収められたジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤の全部を消費したときは、消費者は、その製剤が収められていた容器又は被包を保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置しなければならない。</p>
--	--

第17号様式中「㊦」及び(注意)3を削る。

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改正)

第3条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(昭和39年香川県規則第70号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

第6号様式（第17条関係）

（日本産業規格A列4番）
許可番号 第 号

薬局（店舗販売店舗、卸売販売営業所、高度管理医療機器等販売業（貸与業）営業所、再生医療等製品販売業営業所）外実務従事許可証

住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条第4項ただし書（第28条第4項ただし書、第35条第4項ただし書、第39条の2第2項ただし書、第40条の6第2項ただし書）の規定に基づき、薬局（店舗、営業所）以外の場所で薬局（店舗、営業所）の管理その他薬事に関する実務に従事することを次のとおり許可します。

年 月 日

香川県 保健所長 印

管 理 者	氏 名 住 所	
管理している 薬局（店舗、 営業所）	名 称 所 在 地	
従 事 す る 場 所	施 設 名	
	所 在 地	
従 事 内 容		

第6号様式（第17条関係）

（日本産業規格A列4番）
許可番号 第 号

薬局（店舗販売店舗、卸売販売営業所、高度管理医療機器等販売業（貸与業）営業所、再生医療等製品販売業営業所）外実務従事許可証

住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条第3項ただし書（第28条第3項ただし書、第35条第3項ただし書、第39条の2第2項ただし書、第40条の6第2項ただし書）の規定に基づき、薬局（店舗、営業所）以外の場所で薬局（店舗、営業所）の管理その他薬事に関する実務に従事することを次のとおり許可します。

年 月 日

香川県 保健所長 印

管 理 者	氏 名 住 所	
管理している 薬局（店舗、 営業所）	名 称 所 在 地	
従 事 す る 場 所	施 設 名	
	所 在 地	
従 事 内 容		

（麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正）

第4条 麻薬及び向精神薬取締法施行細則（平成15年香川県規則第89号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「㊟」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。

第3号様式中「㊟」及び備考5を削り、備考6を備考5とする。

附 則

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年8月1日から施行する。
- 2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。